別表六（二十）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の４第１項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　租税特別措置法施行令第27条の12の４第８項第３号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額 ⑰ ／ ⑵」の欄には、「１」と記載すること。

3　「当期税額基準額 ⑼×10又は20／100 ⑽」の欄は、その適用を受ける法人が中小企業者等（租税特別措置法第42条の４第６項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいう。）である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消すこと。

4　「基準雇用者給与等支給額 ⑮×⑯ ⑰」の欄は、次に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額 ⑮×⑯×70／100 ⑰」として記載すること。

⑴　租税特別措置法第42条の12の４第２項第４号ハに掲げる場合

⑵　租税特別措置法施行令第27条の12の４第８項第１号イ又はロに掲げる場合

⑶　租税特別措置法施行令第27条の12の４第８項第４号に掲げる場合

5　「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 ㉒－㉓／㉔ ㉕」の「②」の欄には、租税特別措置法施行令第27条の12の４第19項ただし書に規定する場合に該当する場合は、「０」と記載すること。